

ウ 認知症高齢者支援施策の推進

平成23年度においては、20年7月に取りまとめられた「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」の提言に基づき、①認知症に関する実態の把握、②診断技術の向上と治療方法の開発など認知症に関する研究開発の促進、③主治医等を中心とした地域医療体制の充実などによる早期診断の推進と適切な医療の提供、④認知症介護の専門職員に対する研修や本人・家族等の支援ネットワークの構築などによる適切なケアの普及及び本人・家族支援、⑤若年性認知症施策を積極的に推進するために必要な取組を実施したところ。また、23年度においては、認知症になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、認知症地域支援推進員の配置や市民後見活動の推進等を行った。

なお、17年度に開始した、認知症の正しい知識の普及を図り、認知症の人が尊厳をもって地域で暮らし続けることを支える「地域づくり」を推進していくための広報キャンペーンについては、「認知症サポーター100万人キャラバン」等を始めとする取組が各地域において推進されるよう、引き続き必要な支援を行ったところ。

エ 介護に関する普及啓発

介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者及びその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、平成20年7月に、介護に関する啓発を重点的に実施する日として、「11月11日」を「介護の日」と設定した。(図2-3-6)。

平成22年度に引き続き、都道府県・市区町村、介護事業者、関係機関・団体等の協力を得つつ、「介護の日」に合わせ、国民への啓発の

ための取組を重点的に実施した。

(4) 地域の支え合いによる生活支援の推進

地域福祉等推進特別支援事業において、高齢者等の地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を行う自治体等への支援を行った。

また、平成22年度に引き続き、高齢者も含む一人暮らし世帯等が地域において安心して暮らすことができるよう、見守り活動等への支援を行う安心生活創造事業を実施した。

平成23年1月、新たな社会的リスクとしての「孤立化」、「無縁社会」、「孤族」などの問題について、セーフティネットの強化を含めた社会的包摂政策を戦略的に推進するため、「一人ひとりを包摂する社会」特命チームを設置した。

同特命チームにおいては、同年5月に「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」を、8月に「社会的包摂に関する緊急政策提言」をとりまとめた。

図2-3-6 介護の日ポスター



これを受けて、社会的包摂政策の一環として、「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」を平成23年度第3次補正予算に計上し、一般社団法人社会的包摂サポートセンターにより、ワンストップで電話相談を受け具体的な解決につなげるための面接相談、同行支援を行う事業が実施された。

また、いわゆる「孤立死」の防止対策については、平成24年2月に地方自治体に対して、電気、ガス会社等の事業者との連携強化の徹底や、地方自治体の福祉担当部局に情報を一元的に受け止める体制の構築を要請した。

また、高齢化や人口減少等を背景に過疎地域や都市部の大規模団地を中心に日常の買い物に不便を感じる、いわゆる「買い物弱者」等が増加しており、見守りや買い物代行など、地域住民による高齢者の生活支援が重要となってきた。こうした地域コミュニティのニーズに対応し、住民・社会福祉協議会等の参加による宅配スーパーの実施や買い物バスの運行を行う、先進的取組事例を紹介した「買い物弱者応援マニュアルver2.0」をホームページにて公表した。また、平成24年3月には、平成24年度に国と地方公共団体が行う買い物弱者支援関連制度を取りまとめ、ホームページにて公表した。

(5) 高齢者医療制度の改革

ア 高齢者医療制度の見直し

高齢者医療制度の見直しについては、平成24年2月17日に閣議決定した「社会保障・税一体改革大綱」において、「高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。」「具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。」としたことを踏まえ、

関係者との検討・調整を行った。

イ 特定健診・特定保健指導

高齢化の進展等により今後も医療費の増加が見込まれる中で、国民皆保険を堅持していくためには、必要な医療は確保しつつ、効率化できる部分は効率化を図ることが重要であり、生活習慣病予防対策として、医療保険者において、平成20年度から特定健診・特定保健指導を行っている。平成22年度の特定健診実施率は43.3%、特定保健指導実施率は13.7%であった。

ウ 公的保険に依存しない多様な医療・介護周辺サービスの創出

公的保険に依存しない医療・介護機関と民間サービス事業者等が連携した新たなサービス産業創出のため、関連する規制・制度や、事業化の可能性について調査・検討を行った。

エ 地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供

国民が住み慣れた地域で生活することを支えるためには、医療・介護にまたがる様々な支援を提供する必要がある。在宅医療提供機関等を連携拠点として、医師・歯科医師・薬剤師・看護職員・ケアマネージャー等の多職種協働による在宅医療の支援体制を構築する取組をモデル的に実施した。

オ 老人医療費の動向

医療費の動向に着目すると、平成21年度の後期高齢者医療費は、約12兆0,108億円であり、国民医療費に占める割合は33.4%となっている。また、近年の傾向としては、我が国の国民医療費は国民所得の伸びを上回る伸びを示してきている。今後も人口の高齢化や医療の高度化など